### 東洋町の給与・定員管理等について(令和6年度)

#### 総括

#### (1) 人件費の状況 (5年度普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	令和6年1月1日	A		В	B/A	4年度の人件費率
- /c #	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	2,059	3,154,158	31,757	531,789	16.8	14.6

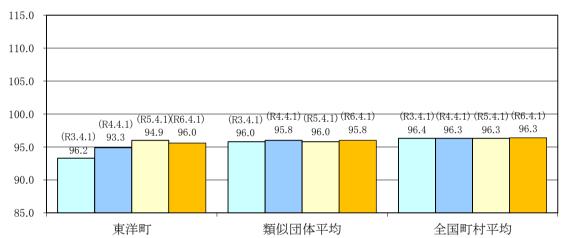
#### (2) 職員給与費の状況 (5年度普通会計決算)

区 分	職員数		給	与	費
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
e ter str	人	千円	千円	千円	千円
5年度	49	166,036	17,148	64,678	247,862

(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均		
給与費 B/A	一人当たり給与費		
千円	千円		
5,058	5,514		

- (注) 1 2
- 職員手当には退職手当を含まない。 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用 員及び会計年度任用職員を含まない。 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが
  - 会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の名 生に引力 1 シの 生に引力 1 シの 生になる 2 り書きの数値は、地域手当補正し、国の行政職権給料。 1 適用職員の俸給月額を100として計算した指数。 2 り書きの数値は、地域手当補正後のラスパイレス指数を示す。地域手当補正後のラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当有正後のラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数、(1+該回間体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。) 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。 4 ラスパイレス指数 (地域手当補正後ラスパイレス指数を含む) の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1 支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
- ※ 5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし			

4) 給与改算	定の状況					
月例給		人主	委員会の勧告			(参考)
区分	民間給与 A	公務員給与	較差	勧告 (改定率)	給与改定率	国の改定率
令和元年度	円 一	— —	— 円 —	— % —	_ %	0. 3
注)「民間給	与」、「公務員給	・	会勧告において公民の	か4月分の給与額をラスパイ	イレス比較した平均給与	月額である。
特別給(期末	・勤勉手当)					
			委員会の勧告	61.4		(参考)
区分	民間の支給割合		較差 A-B	勧告 (改定月数)	年間支給月数	国の年間支給月
令和元年度	月	支給月数 月		月	月	4.40
	_	_	_	_	_	4. 40
		<sup>:</sup> 間支給月数である <b>上直しの実施状</b> 				
- 一般行政聯	ぱの給料表につい	て、国の見直し内	容のとおり実施			
L						الــــــــــــــــــــــــــــــــــــ
①給料表の見	直し し					
[ 実施	未実施	]				
実施内容(平	Z均引下げ率、実力	施(実施予定)時期	用、経過措置の有無等	具体的な内容(未実施の場	場合には、その理由))	
(内容) 一般行i	<b>牧職の給料表に</b> ・	ついて、国の見頂	直し内容のとおり実	施		
②地域手当0						
実施内容(国	国基準における場合	合の支給割合及び当	6該団体の支給割合)			
   支給なし						
又稲なし						
③その他の見	直し内容					
該当なし						
 6) 特記事項						
なし	•					
なし						

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (6年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東洋町	42.2 歳	309,662 円	332,750 円	317,095 円
高知県	41.7 歳	309,796 円	375,027 円	330,438 円
玉	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

#### ②技能労務職

		公 務 員									
区分		手齢	平均給料月額		平均給与月額		平均給与月額 (国ベース)				
東洋町	50.8	歳	281,875	円	294,900	円	284,825	円			
うち給食調理員	50.8	歳	281,875	円	294,900	円	284,825	円			
高知県	60.4	歳	254,047	円	277,907	円	259,927	円			
国	51.2	歳	288,144	円	_	円	330,553	円			
類似団体	49.2	歳	285,856	円	316,366	円	301,319	円			

		民	間	参考 年収ベース(試算値)の比較			
区 分	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 B	公務員 C	民 間 D	C/D	
東洋町	-	-	-	-	-	-	
うち学校給食調理員	细细体	46.6	225,300 円	4.808.300 円	3,036,400 円	1.58	
うち保育給食調理員	調理師	40.0	220,000 円	4,000,300 円	3,030,400 円	1.00	

- 「平均給料月額」とは、3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
   「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況 (6年4月1日現在)

区 分		東洋町			高知県		囲		
	大 学 卒		201 400	円	196,200	円			
一般行政職	人 子 午	改定後	220,000	円	201,400	1.1	130,200	П	
	高校卒	改定前	166,600	円	168.300	円	166,600	H	
		改定後	188,000	田	100,300			Ħ	
	高 校 卒	古 松 女	改定前	151,200	円	169.900	円		m
技能労務職		改定後	166,500	円	169,900	Ħ	_	円	
	中学卒		_	円	156,500	円	-	円	

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年		経験年数20年		経験年数25年		経験年数30年	
一般行政職	大学卒	_	円	_	円	_	円	_	円
	高 校 卒	_	円	_	円	_	円	_	円
技能労務職	高 校 卒	_	円	_	円	_	円	_	円
1人肥刀伤帆	中学卒	_	円	_	円	_	円	_	円

<sup>※</sup>民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているもの

ではない。 ※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

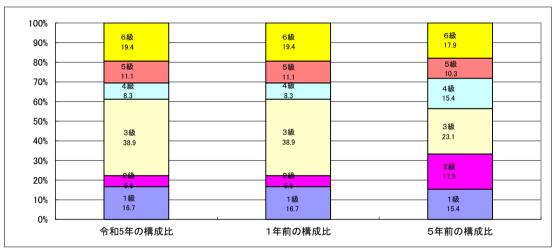
# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	内訳	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	6 人	16.7 %	主事 6 人	183,500円	258,100円
2 級	主任	2 人	5.6 %	主任 2 人	230,000円	308,500円
3 級	主幹	14 人	38.9 %	主幹 14 人	261,300円	354,700円
4 級	主監	3 人	8.3 %	主監 3 人	287,300円	386,100円
5 級	課長補佐·園長·出納室長補佐 教育次長補佐	4 人	11.1 %	課長補佐 4 人	309,800円	398,200円
6 級	課長・教育次長・会計管理者 議会事務局長 地域包括支援センター事務局長	7 人	19.4 %	教育 教育 教育 教育 教育 教育 教育 教育 教育 教育	355,000円	415,700円

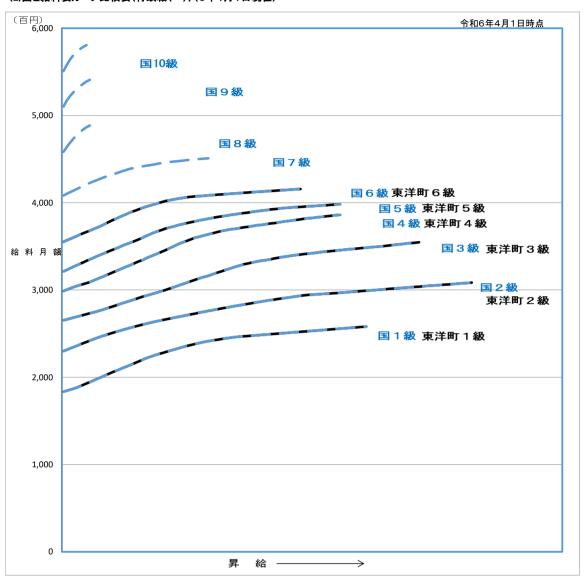
<sup>(</sup>注) 1 東洋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

<sup>2</sup> 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

# (2)国と給料表カーブ比較表(行政職(一))(6年4月1日現在)



(3	)昇給~	への人事計	価の活用状	兄(東洋町)

令和5年4月2日から令和6年4月1日		管理職員	一般	<b>と職員</b>
までにおける運用  イ. 人事評価を活用している		<u> </u>	<u> </u>	Ω
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	 昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		0		0
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

### 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

東	洋	町			高	知	県					玉		
1人当たり平均支給額	須(5年)	度)		1人当たり平均	的支給額(	5年度)								
		1,227	千円	1,546 千円								_		
(5年度支給割合)				(5年度支給害	引合)				(5年	度支給割	合)			
期末手当		勤勉手	当	期末手当	¥	勤	勉手当			期末手当			勤勉手当	i
2.45 月分		2.05	月分	2.50	月分		1.85	月分		2.45	月分		2.05	月分
( - )月分	(	-	)月分	( 1.350	)月分	(	0.925	)月分	(	2.050	)月分	(	0.975	)月分
(加算措置の状況)				(加算措置の)	<b></b>				(加算	措置の状	大況)			
職制上の段階、職務の	の級等に	よる加算	<b>昔置</b>	職制上の段階	、職務の級	と 等による加	算措置		職制	上の段階	、職務の級等	等によるカ	17算措置	
<ul><li>・ 役職加算 5~</li></ul>	15%		・ 役職加算 5~20%						• 役	職加算	5~20%	%		
				・ 管理職加算 10~20%						・ 管理職加算 10~25%				

<sup>(</sup>注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○勤勉手当への人事評価の活用状況 (東洋町)

平成31年度中における運用		管理職員	一般	<b>と職員</b>		
イ. 人事評価を活用している		0	0			
活用している成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率		
上位、標準、下位の成績率						
上位、標準の成績率						
標準、下位の成績率						
標準の成績率のみ(一律)		0		0		
ロ. 人事評価を活用していない						
活用予定時期						

#### (2) 退職手当(6年4月1日現在)

東		洋		Ħ	Ŋ				玉			
(支給率)	自己都	合		応	募認定•	定年	(支給率)		自己都合		応募認定•	定年
勤続20年	19.669	5 J	月分	24	.586875	月分	勤続20年		19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.039	)5 J	月分	33	3.27075	月分	勤続25年		28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.757	'5 J	月分	4	17.709	月分	勤続35年		39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.70	9 J	月分	4	17.709	月分	最高限度額		47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置	定年前	「早期	月退職4	特例	措置		その他の加算措置	5	定年前早期	退職特例	措置	
				(2	~20%	加算)					(2~45%	加算)
(退職時特別昇給		な	L		)							

<sup>(</sup>注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### (3) 時間外勤務手当

支	糸	给		実	j	績		(	5		年		度		決		算		)	3,202 千円
職	員:	1 /	Λ.	当	た	ŋ	平	均	支	給	年	額	(	5	年	度	決	算	)	86 千円
支	糸	给	-	実	j	績		(	4		年		度		決		算		)	5,529 千円
職	員:	1 /	Į,	当	た	ŋ	平	均	支	給	年	額	(	4	年	度	決	算	)	149 千円

<sup>(</sup>注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

<sup>2 「</sup>応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

# (4) その他の手当(6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 子(16歳年度初め~22歳年度末)5,000円加算	同じ	_	6,058 千円	183,576 円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員及び単身 赴任手当受給者であって配偶者が借家・借間に 居住する職員に支給 (支給額) 借家・借間居住職員(月額16,000円を超える家 賃を支払っている職員) 最高支給限度額 28,000円 配偶者が借家・借間に居住する単身赴任手当 受給職員	同じ	-	1,628 千円	180,889 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 (支給額) 交通機関等の利用者 定期券又は回数券等による運賃等相当額 支給限度額 1ヶ月当たり 55,000円 自動車等の交通用具使用者 2,000円(片道2km以上5km未満)~31,600円 (片道60km以上)	同じ	-	1,613 千円	36,659 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 平成19年4月1日〜定額制 (支給額)平成23年3月31日まで経過措置有り 課長・教育次長・会計管理者・議会事務局長・地 域包括支援センター事務局長 ・6級 25,000円 課長補佐・園長・出納室長補佐・教育次長補佐 ・5級 15,000円	異なる	左記の通り役職に応じて定額支給する。	3,443 千円	229,533 円
日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に 勤務した職員に支給 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	同じ	-	-	-
特殊勤務手当	勤務の特殊性に応じて支給 犬猫等死体処理手当 1件につき 300円 スズメ蜂駆除作業手当 1件につき 700円			5 千円	-
勤務手当	管理職員が臨時又は、緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務した場合に支給休日等1回8,000円(6時間を超える場合は加算あり)平日夜間1回6,000円	異なる	職責により定額	418 千円	-
直	職員が正規の勤務時間外または、休日等に 宿日直をした場合に支給 1回 4,200 円	同じ	_	352 千円	-

# 5 特別職の報酬等の状況(6年4月1日現在)

	区	分	,	給	料			月	額		等
							(参考)类	質似団体における最高	/最低額		
給	市区	区町木	寸長		635,000	円		846,800	円/	528,000	円
				(		円)					
料	副	町	長		553,000	円		677,700	円/	481,000	円
				(		円)					
	議		長		233,000	円		400,000	円/	203,000	円
報				(		円)					
175	副	議	長		191,000	円		314,000	円/	130,000	円
西州				(		円 )					
14/1	議		員		163,000	円		290,000	円/	109,000	円
				(		円)					
	市日	区町木	寸長								
#8	副	町	長	(令和5年度	支給割合)	2.95	月分	役職加算	15%		
期末手											
手当	議		長	(令和5年度	支給割合)						
=	副	議	長			2.95	月分	役職加算	15%		
	議		員								
				(算定方式	(1)		(1期の	手当額)		(支給時期)	)
退職	市日	区町木	寸長	給料月額	×在職年数×500	/100		12,700	千円	退職時	
職手业	副	町	長	給料月額	×在職年数×300	/100		6,636	千円	退職時	
当	備		考								

(注) 1 参料及び報酬の() 内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

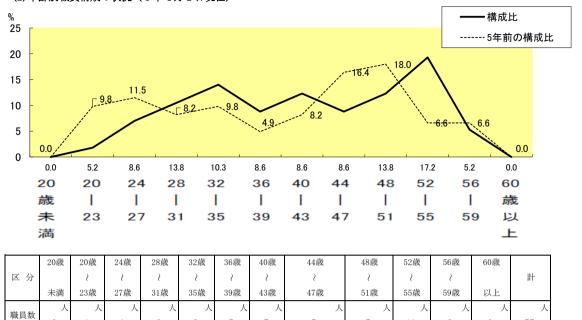
### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

						(合中4月1日現住)
		☑ 分	職	数数	対前年	主な増減理由
部門			令和6年	令和5年	増減数	土な境機圧用
		議会	1	1	0	
		総務	9	10	-1	業務の拡大による増1
		税務	4	4	0	業務の拡大による増1
	_	民生	17	17	0	業務の拡大による増1
	般	衛生	4	5	-1	業務の拡大による増1
	行	労働	0	0	0	
普	政	農林水産	2	3	-1	
地人	部	商工	5	5	0	
云計	門	土木	2	1	1	
普通会計部		計	44	46	-2	<参考>
門						人口1万人当たり職員数 213.70 人
						(類似団体の人口1万人当たり職員数) 204.97 人)
		教育部門	5	5	0	
		消防部門	0	0	0	
		小 計	49	51	-2	<参考>
						人口1万人当たり職員数 237.98 人
						(類似団体の人口1万人当たり職員数) 241.46 人)
//		病院	0	0	0	
公営		水道	1	1	0	
企会		交通	0	0	0	
業計		下水道	1	1	0	
等部		その他	6	5	1	退職による減1、配置見直しによる減1
門	小 計		8	7	1	
	_	~1		=0		
	合	計	57	58	-1	
			5 5. 3	5 = 4 3	5 0 7	<参考>
(注) 1	well	L → Mr. v. An w	[ 74 ]	[ 74 ]	[ 0 ]	人口1万人当たり職員数 276.83 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2)年齢別職員構成の状況(6年4月1日現在)



5

8.8

#### (3)職員数の推移

0

0.0

1.8

構成比

4

7.0

8

14.0

10.5

5

8.8

12.3

(各年4月1日現在)

0

0.0

57

100

11

19.3

12.3

3

5.3

区分	元年	2年	3年	4年	5年	6年		F間増減
部 門	761	2 1	0 1	1	9	9	増減数	増減率
一般行政	47	47	43	42	46	44	-3	-6.4%
教 育	6	6	6	5	5	5	-1	-16.7%
消防	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
普通会計計	53	53	49	47	51	49	-4	-23.0%
公営企業	8	8	8	9	7	8	0	0.0%
計	61	61	57	56	58	57	-4	-6.6%

<sup>(</sup>注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

# 7 職員の福祉について (1)健康診断の実施 ①一般定期健康診断 成人病健診

(2) 互助会制度(令和5年度普通会計決算)

会員数	東洋町負担金額	会員掛金	事業内容
49 人	1,140 千円		医療費助成、死亡弔慰金、傷病、災害見舞金、 結婚·出産等祝金、休養施設利用助成等

# 8 職員の研修の状況について(令和6年度)

参加人数
1 人
1 人
1 人
4 人
3 人
1人
2 人
2 人
2 人
1 人
1 人
1 人
1人
1人
3 人
44 人